



かみぞのキッズクリニック

シックキッズニュース

2018年4月号 (No.11)

●インフォメーション(続き)

その3 5月5日は当院の休日小児在宅診療日です(再掲)。

- 5月5日のこどもの日は祝日ですが、当院は初めての休日当番日となっております。
- 診療受付は**8:30~12:00、14:00~17:00**となります。
- 発熱や嘔吐・下痢、ぜんそく発作などの**こどもの内科系の急患診療のみ**とさせていただきます、外傷や異物誤飲などの処置が必要な患者さんに関しましては、やはり**外科の休日当番医**(3月末現在では下郡の山田整形外科クリニックとなっているようです。変更などの可能性もあり要確認)や、小児救急支援病院である大分こども病院への受診をお勧めいたします。
- 院外処方が可能です。数日程度とさせていただきます、継続的にかかりつけの先生にもみていただくことをお勧めいたします。
- アレルギー相談は時間的にできないので、通常の診療に予約をお願いいたします。
- 当日は看護師不在のため、**輸液療法や詳しい検査が必要と思われる患者さん**に関しましては、二次病院への紹介で対応させていただきます。
- 駐車場は、ビル1階は休日なので住民の方が停められると思いますので、できましたら**ビル裏のブンゴヤ薬局の駐車場**をご利用ください。

●編集後記

4月。春真っ盛りです。去年は桜の開花が遅れて、今頃花見に行ってもどこにも桜の花はなく、結局、息子の大学の入学式のついでに見に行った目黒川沿いでようやく花見ができました。今年は例年より早いくらいで、これを書いている3月益恵にはもう満開、散り始めのところが多いですね。悲しいかな、4月からの診療報酬改定などなど…の準備に追われ、花見どころではありません。のんきに花見ができていたころが懐かしい…



| 受付時間 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|---------|---|---|---|---|---|---|
| 9時~12時 | ● | — | ● | ● | ● | ● |
| 14時~18時 | ● | — | ● | ● | ● | ● |

休診日/火曜・日祝日

9時より早く来られた方も、診療準備完了次第、順次診療しています。また夕方6時ぎりぎりまで受付しております。お気軽に相談ください。



インターネット予約が可能です

かみぞのキッズ よやく | Q

<http://kamizono-kids.com>

〒870-0822

大分県大分市大道町4-5-27 第5ブンゴヤビル2F

ホームページ
QRコードは
こちら



WEB予約
QRコードは
こちら



TEL:097-529-8833

●今月のフォーカス

平成30年度診療報酬改定、 とくに「小児かかりつけ診療料」の大幅な見直しについて

診療報酬がどうなっているかについて、開業するまでまじめに考えたことはありませんでした。私だけでなく、おそらく多くの方がそうでしょう。今回、開業して初めて診療改訂が行われました。2025年問題にむけた改訂、つまり超高齢化に対して改訂されるので、介護医療や高齢者医療中心で、小児科にはあまり影響はないのかなと考えていましたが、よくよくみると、とんでもない、大影響があることがわかりました。

●まずは、2025年問題について…2025年まであとわずか8年。2015年になると日本はどうなるのでしょうか。戦後の世代として最もボリュームの厚い団塊の世代が全員75歳以上となります。これによって、日本は、5人に一人が75歳以上、そして3人に一人が65歳以上という、かつて経験したことのない、超高齢社会に突入します。国の形が変わる、とって過言ではありません。その時、最も対応に迫られる分野の一つが、医療と介護です。年金なども含めた医療費・介護費の社会保障給付費全体で見ると、2015年度はおおよそ118兆円だったのに対し、2025年度は、148兆円。およそ1.3倍に膨れ上がると、推計されています。その2025年に向けて、超高齢化を乗り切るよう、医療計画の見直しが行われている、まさに真っ最中なのです。



●キーワードとなっている、地域包括ケアとは？…この同時改定の議論で、柱となる考え方が今、国が進めている、医療と介護の政策転換、「病院から、在宅へ」。地域包括ケアなどもいわれます。要するに「病院完結型」の医療から、自宅や地域で直す、「地域完結型」の医療です。外来医療の機能強化による重症化の予防を行い、医療費のかかる入院中心の医療から、介護を含めた外来中心の医療を推進しようというものです。ここで、かかりつけ医の機能の評価、という私たち開業医にとって重要な文言ができました。

●かかりつけ医の機能評価とは？…大病院、中小病院、診療所の機能をきちんと分けて、それぞれの患者の病状やニーズに合わせて、必要な医療を提供することで、医療費の無駄をなくせると国は考えています。そこで大事になるのは、患者さんの病状を的確に把握しニーズをくみ取ることのできるしっかりした「かかりつけ医」です。いつでもなんでも困ったことを気軽に相談できる、しっかりしたかかりつけ医が診療報酬でも評価してもらえる時代になりました。身近なかかりつけ医にゲートキーパー役になってもらい、病状や必要な医療をどこで提供してもらうか、判断してもらうことになりました。それが小児かかりつけ診療料の見直しです。

●小児かかりつけ診療料の見直し…前回平成28年度の診療報酬改定で新設された「小児かかりつけ診療料」。初診料・再診料にプ

中面につづきます



ラス30点という魅力的なものでした。しかしこの診療料を算定するには、たいへん敷居の高いものでした。まずは対象となる就学前のこどもさんの親御さんと個別にかかりつけ医であることの契約書(同意書)を交わし、契約を交わした患者さんとは、診療時間後も原則としていつでも電話での相談に応じて指示しなければならない、というものでした。30点の見返りに24時間電話対応による寝不足診療で医療ミスを起こしかねず、おそらく体も持たないだろうと、この特掲診療料に手を挙げる人はほとんどいませんでした。今回の改定では、医師の負担軽減と一層の普及を図るため、4つの大幅な改定が行われました。



①**対象の患者さんが緩和されました。**同意を得た患者のみならず、保険医療機関の診療所(つまりかかりつけ医)を**4回以上**受診した**未就学児**が対象となります。3歳以上のお子さんは、3歳未満から小児かかりつけ診療料を算定されていたかたにかぎります。乳児健診や予防接種など、保険外診療は回数にいれることはできません。改定前は、かかりつけ医として同意を得たうえで、原則として1人の患者につき一カ所の診療所しか算定できなかったのですが、大幅に緩和されました。

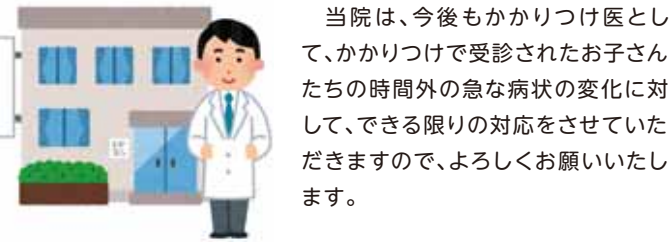
②**深夜(22:00以降)や休日の相談などに対しては、留守番電話サービスなどで地域の小児夜間急患センターや休日在宅診療医などを案内することでもよいとされました。**

③**小児抗菌薬適正使用支援加算が新設され、小児かかりつけ診療料か小児外来診療料(当院のような小児科診療所を受診した3歳未満の児全員)を算定するときに、初診に限りさらにプラス加算されることになりました。**外来診療で無駄な抗菌薬・抗生物質の処方をやめてもらうようにしてもらうためです。抗生物質が不要な病状、つまり風邪や胃腸炎の子に、無駄な抗生剤を出さないことをしっかり話して説明内容を提供することが求められます。

④**機能強化加算が初診の患者全員に、時間外対応加算2が3歳以上の再診の患者全員に算定できるようになりました。**この度の診療報酬改定で、初診料や再診料の基本診療料は据え置かれましたが、

「機能強化加算」の施設基準を満たす診療所には、初診料に80点の機能強化加算がプラスされます。「時間外対応加算2」は、診療終了後の数時間、受診した患者さんに何か変化が起きたときに電話や再診などで対応している診療所に対する評価です。3歳以上の再診患者に加算されます。機能強化加算とは、初診時に専門医療機関への受診の可否の判断を含めた医療機能を評価する点数です。簡単に言えば、初診で病状の悪い子をきちんと評価し、適切な医療機関に紹介している診療所を評価して加算されるものです。

まっとうな医療をしようとしている開業医に診療報酬を厚くする、ありがたい改訂と思っています。そこで当院でも4月から、特掲診療科、「小児かかりつけ診療料」を九州厚生局に届出をいたします。これまでも診療時間終了後や休診日にも、在院しているときは、患者さんからかかってきた院内の電話にはすべてお話を伺っておりましたが、4月からは、診療終了後も院内にいても22時からいまでの電話にはボイスワープサービス(転送)で携帯につながるように設定いたしまして、対応できる状況の時にはできるだけ対応したいと考えます。すぐにとれない状況でも、連絡先を留守電に残していただければ、コールバックさせていただきます。深夜や休診日には、留守電にて電話相談サービス#8000番や休日在宅診療所の案内をさせていただきます。賢明な皆様方にはお分かりと思いますが、時間外対応は**かかりつけの方の急患対応**に限らせていただき、アレルギーや育児などの相談事は普通の診療時間内に対面診療でお願いしております。常識的なご利用をなにとぞお願いいたします。



当院は、今後もかかりつけ医として、かかりつけで受診されたお子さんたちの時間外の急な病状の変化に対して、できる限りの対応をさせていただきますので、よろしく願っています。

○開放型病院共同診療料

紹介された患者が、開放利用に係る施設基準(例えば地域医療支援病院であり、登録医が20人以上など)をクリアした開放型病院に入院中である場合において、紹介医が開放型病院に赴いて、当該患者に対して療養上必要な指導を共同して行った場合に、患者1人1日につき1回算定できるものです。当院は、**大分県立病院**と**大分アルメイダ病院**の登録医となっています。当院からそれらの病院に紹介していただいている、自己負担金の生じない未就学児の方は、積極的に往診させていただいています。

当院で届出している他の特掲診療料

○小児食物アレルギー負荷検査

アレルギー専門医などアレルギー診療に詳しい医師が常勤しているなどの施設基準をクリアした保険医療機関において、9歳未満の乳幼児に食物アレルギー経口負荷検査を行った場合に、年2回に限り算定できるものです。当院では金曜日以外の診療日に午前と午後1人ずつ予約診療で行っております。

●今月のフォーカス2

大分市でも4月から1歳児のおたふくかぜワクチンの助成がはじまります

いまだに日本は任意ワクチンのため自費(1回7000円弱のところが多いです)接種であるおたふくかぜワクチン。おたふくかぜによる髄膜炎や脳炎、難聴、男性不妊など重大な合併症が明らかになってきて(シックキッズニュース9月号、フォーカス2 ムンプス難聴をご存知ですか、を参照)、やっぱり自費でもきちんと2回接種を行い、予防しておくことが大事です。ということで、多くの市町村では接種費用を助成してきています。おかげでワクチン接種率が上がり、おたふくかぜの流行がなくなってきたといううれしい現実があります。ところが、県内では大分市ともう一つの自治体だけは残念ながら助成されていません。接種率はさがったままとなっていました。

結果、大分市だけが昨年もおたふくかぜの流行がみられているという残念な現実を突きつけられ、医師会関係者の先生方の強い働きかけで、ようやく大分市でも4月からおたふくかぜワクチンの助成が始まります。対象児は、**大分市在住の1歳児**で、助成金額は

3000円、助成回数は1回です。それにうれしいことに、3歳未満で使用できる大分市のおおいた子育てほっとクーポンが、これまでのインフルエンザワクチンに加え、**おたふくかぜワクチン**と**ロタウイルスワクチン**も対象が拡大されます。例えば1歳のお子さんでまだワクチンをしていない場合、「接種費に税込み6800円かかる場合は、市からの助成金3000円プラス子育てクーポン券3500円券の6500円分が公費から助成されるので、300円で受けられる、という喜ばしい事態となりました。すでに定期接種化されているはしかふうしん二種混合ワクチン(MRワクチン)と水ぼうそうワクチン(水痘ワクチン)とともに、1歳の誕生日の日には是非おたふくかぜワクチンも一緒に接種しましょう。その際、子育てクーポン券の持参を忘れずに!



●インフォメーション

その1 4月から大分市でのおたふくかぜワクチンの助成が始まります。

フォーカス2でもお知らせいたしました通りです。以下に要点を書きだします。

- 助成開始日:平成30年**4月1日**から
- 助成金額:**3000円**
- 対象児:平成28年度4月2日以降に生まれた**1歳児**で、まだおたふくかぜにかかっておらず、おたふくかぜワクチンをしていないこども。
※もうすぐ2歳になるお子さんにも猶予期間があります。4月や5月とかの生まれで、すぐに2歳になってしまう子供さんでも、平成28年4月2日から平成28年9月30日までに生まれたお子さんに限り、**平成30年9月30日までは2歳を過ぎても公費助成対象**の猶予期間を設けています。
- 助成回数:**1回**限り
- おおいた子育てほっとクーポンもおたふくかぜワクチンとロタウイルスワクチンには使用可能になりました。おおいた子育てほっとクーポンとこの助成金を合わせると、窓口での支払いが数百円でおたふくかぜワクチンが接種可能となります。この機会には是非おたふくかぜワクチン接種をしておきましょう。

その2 4月から当院では初診料に機能強化加算、再診料に時間外対応加算2が加算されます。

フォーカス1でも触れましたが、今回の診療報酬改定で初診料・再診料が据え置かれるかわりに、一定の機能を持った診療所に対しては、初診:機能強化加算 80点 3歳以上の再診:時間外対応加算2 3点が診療報酬に上乗せされることになりました。診療料の自己負担をしなければならない大分市在住などの小学校1年生以上の患者さんが当院を受診し保険診療を受けられる際には、健康保険証の自己負担割合によって変わりますが、これまでより初診で数百円程度、再診で十数円程度のご負担になるかと思えます。なにかと物要りの折、恐れ入りますが、今後も当院はかかりつけ患者さんの診療に一層力を入れていく所存ですので、よろしく願っています。

注:すべての診療所に加算されるわけではありません。

注:「初診」というのは、初めて当院を受診された「新患」とは異なります。当院受診した患者さんが処方された内服薬を内服しなくても病状が安定したあと、しばらくたってまた体調が悪くなって受診された場合も「初診」となりますのでご注意ください。